

豊島岡女子学園中学校

豊島岡女子学園高等学校

いじめ防止基本方針

平成26年4月1日 作成

平成29年4月1日 改訂

令和6年4月1日 改訂

目次

第1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 いじめの禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 いじめ防止対策委員会の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2 いじめの防止等のための対策

- 1 未然防止のための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 早期発見のための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3 いじめに対する措置

- 1 早期対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第4 取組の評価と改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

<資料>

- いじめ対応の基本的な流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であり、学校、家庭その他の関係者等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

いじめは、全ての生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

豊島岡女子学園中学校・高等学校は、上記理念にのっとり、在籍する生徒の保護者及びその他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

豊島岡女子学園中学校・高等学校のいじめ防止基本方針（以下「学校の基本方針」という。）は、生徒の尊厳を保持する目的の下、学校、家庭その他の関係者等が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条1項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

2 いじめの定義

法第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つ。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周囲の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめの防止等の対策のための組織」として行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めをしていく。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒が、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応をとる。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、行為

を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。

国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に、具体的ないじめの態様は、以下のようなのものが示されている。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての生徒は、いじめを行ってはならない。

4 いじめ防止対策委員会の設置

学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの早期対応等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織として「いじめ防止対策委員会」（以下「委員会」）を設置する。

（１）構成員

委員会は校長、教頭、生徒部長（委員長）、教務部長、入試広報部長、学年主任、養護教諭、その他の教職員等で組織する。ただし、個々の事案に応じて担任やクラブ活動の顧問等も加えることができる。また、委員会の機能性を重視するため、毎年教職員の中から希望者2名を募り、構成員とする。

必要に応じて医師、スクールカウンセラー、弁護士、心理及び福祉の専門家等の参加を図りながら対応することにより、実効的ないじめの問題に資するように工夫する。

（２）具体的な役割

- ・学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正の中核としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割（月1回）
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には、委員長の権限で緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の

決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

- ・学校の基本方針の策定や見直し、いじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組についてPDC Aサイクルで検証を行う役割（年1回）
- ・いじめの相談、通報の窓口としての役割

【学校の相談】

電 話 : 03-3983-8261 (担当: 生徒部長)

メール : soudanshitu@toshimagaoka.ed.jp

【東京都いじめ相談ホットライン】24時間受付

0120-53-8288

【警察関係】

ヤング・テレホン・コーナー : 03-3580-4970 (24時間受付)

警視庁少年育成課少年相談係 : 03-3581-4321

巣鴨少年センター : 03-3918-9214

【その他】

チャイルドライン (18歳まで) : 0120-99-7777

(毎日16～21時、年末年始はお休み)

24時間子供 SOS ダイアル : 0120-0-78310 (24時間受付)

子どもの人権110番 : 0120-007-110

(月～金8時30分～17時15分)

第2 いじめの防止等のための対策

1 未然防止のための取組

(1) 基本的な考え方

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。

生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。そのため、生徒が主体となった「絆づくり」と、教職員が主体となった「居場所づくり」を推進していく。また教職員は、生徒自らが実際に他者に関わり合う中で、自身の内から相手や周りを気遣おうとする態度、他者や集団との関わりを大切にしたいという意欲がわきでてくる場や機会を提供していく「絆づくりのため」の場づくり」にも努める。

上記の「絆づくり」や「居場所づくり」を通して、生徒に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作りだしていけるようにする。

未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについて、日常的に生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続する。

(2) いじめの防止のための措置

①いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。また、生徒に対しても、授業や学級活動などで教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

②いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実や体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。

③いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていく。学級や学年、クラブ活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、ストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

④自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会なども積極的に設けていくよう努める。

⑤生徒自らがいじめについて学び、取り組む

生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。そのための具体的な取組として、中学校の全学年の生徒と高等学校 1 年生の生徒を対象として、「いじめを許さない心を育み、いじめを許さない人間をつくる」「個人として正しい判断ができるようにする」の 2 点を目的とした NPO 法人ストップいじめ！ナビの弁護士の方々による出張授業を各クラスで実施する（年 1 回）。

2 早期発見のための取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有していく。

定期的なアンケート調査（年 2 回）や個人面談（教育相談、年 2 回）、学年懇談会（年 2 回）の実施等により、家庭と連携して生徒を見守り、生徒及びその保護者が日頃らいじめに関して相談しやすい雰囲気をつくる。

学園生活相談室や保健室の利用、電話やメールの相談窓口について広く周知し、生徒及び保護者がいじめに関して相談できる環境を整える。

第3 いじめに対する措置

1 早期対応

(1) 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、保護者に協力を依頼し、自己の行為の意味を認識させた上で、成長支援につながる丁寧な指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における委員会に直ちに情報を共有する。その後は、委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、池袋警察署と相談して対処する。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに池袋警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、自尊心を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以降の対応を行っていく。

迅速に保護者に事実関係を伝えるとともに、いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、可能な限り不安を除去しながら、事後の状況に応じて複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応

を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。いじめが解消している状態としては、2つの条件、

①3 ヶ月を目安にいじめに係る行為が解消していること

②被害者が心身の苦痛を受けていないこと

がある。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(6) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、削除に向けて専門家の意見を仰ぐ。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、専門家と協議しながら、必要かつ適切な措置を講じる。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに池袋警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、アディッシュ株式会社スクールガーディアン事業部によるネットパトロールを通年で実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないよう、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくよう努める。

(7) 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。

一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における委員会で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

全ての教職員の共通認識を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を定期的に行う。また、新任の教職員は、未然防止のための取組である出張授業に参加することとする。

また、いじめの問題を扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡によって教員を評価することはせず、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価するものとする。日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が行われるよう、留意する。

2 重大事態への対処

法第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第 1 項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

法に規定される重大事態とは

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

である。

(1) 重大事態の意味

第 1 号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況

に着目して判断する。例えば、

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・心身に重大な被害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第 2 号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、本校の判断により迅速に調査に着手する。

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等に当たる。

(2) 重大事態への対処

法に規定される重大事態が生じた場合、その対処及び重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、重大事態調査委員会（以下「調査委員会」）を本校に設置する。

調査委員会の構成については、常設の委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるものとする。重大事態の発生ごとに設置し、事実関係を明確にするための調査を行う。

調査委員会における調査を行う時には、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等その他必要な情報を適切に提供するとともに、いじめを受けた生徒及び保護者からの申立てがあった時には、適切かつ真摯に対応する。

また、速やかに学校法人及び東京都知事に、重大事態の発生及び調査結果について報告する。

重大事態への対処について、必要に応じて学校法人及び東京都知事と連携、協力して行う。

第 4 取組の評価と改善

より実効性の高いいじめ防止等の取組を実施するため、最低でも年に一度、委員会を中心として、全教職員により、学校の基本方針にある各施策の検証を行い、必要に応じて見直し、継続的に改善を図る。また、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等が出席して行われる年 1 回の学校保健委員会の際に、学校基本方針が学校の実情に即して機能しているか等の点検を実施し、意見を仰ぐ。

いじめ対応の基本的な流れ

